

年間委託維持補修工事施工及び施工体制確認型契約方式取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、飯田市が管理する施設の年間委託維持補修工事(以下「年間維持補修工事」という。)を行う為に必要な事項及び、この工事の委託を行うにあたっての施工体制確認型契約方式に関する必要な事項を定める。

(適用範囲等)

第2 飯田市の管理する道路・農道・橋梁・水路・河川等の施設について破損等(ただし、災害復旧事業は除く。)により市民に著しい不便が生ずるおそれのあるものの維持補修を行う工事、業務委託及び緊急に対応が必要な補修工事、業務委託

2 その他、市長が必要と認めた工事及び業務委託

(限度額)

第3 1件の発注における限度額は200万円とする。但し、業務委託については、単価契約した単価以外の単価を使用する場合は100万円とし、別途契約するものとする。

(基本的な提案参加資格要件)

第4 参加者は、掲示日から参加表明書提出時までの間に、次の各号に掲げる資格要件(以下「提案参加資格要件」という。)を満たしていなければならないものとする。

- (1) 飯田市建設工事入札参加資格を有している者で、年間委託維持補修工事特定共同企業体取扱要領(以下「共同企業体要領」という。)に基づき構成された特定共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) プロポーザル方式を行う旨を公告した日から当該プロポーザル方式における契約の相手方の候補者の決定の日までの間ににおいて、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱(平成24年3月30日飯田市告示第42号)の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 参加者(共同企業体構成員のすべて)は、飯田市へ納めるべき市税等を完納していること。

(具体的な提案参加資格要件)

第5 参加者は、上記第4の第1号から第5号に掲げる要件の他、以下の要件を満たしていなければならない。ただし、第5号については契約締結時までに要件を満たすものとする。

また、等級格付については、要件を設けないものとする。

- (1) 飯田市内に本社があること。
- (2) 共同企業体要領第4に規定する条件を満足すること。
- (3) 過去3年間に飯田市発注の工事実績があること。
- (4) 当該工事に対応する現場代理人及び主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。
- (5) 次の要件を満たす法定外労働災害補償制度(労災上積み補償制度)に加入していること。
ア 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。

- イ 直接使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。
 - ウ 少なくとも死亡及び労災保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象とすること。ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険で、かつ当該契約期間の全ての間を対象とする保険とする。
- 2 共同企業体要領第8に基づき、第11の参加表明書提出時に関係書類を添付して提出しなければならない。

（工事の地区割）

第6 年間維持補修工事の地区割りは、別表1に区分された地区ごとの工事とするものとし、契約を地区ごとに行う。

（参加表明書及び施工体制提案書の収集に係る公告掲載）

第7 市長は、年間維持補修工事について参加表明書及び施工体制提案書の収集をしようとするときは、次の事項について飯田市ウェブサイトへ公告を掲載、その他適当な方法により周知するものとする。

- (1) 工事等の概要
- (2) 契約期間
- (3) 施工体制提案書の提出者に必要とされる要件
- (4) 施工体制提案を求める具体的な内容及び施工体制提案書を特定するための評価基準
- (5) 参加表明書及び施工体制提案書の作成・提出に係る事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（参加表明書及び施工体制提案書の収集期間）

第8 参加表明書の収集をする期間は、公告掲載の日から概ね10日間とし、あらかじめ市長が定めるものとする。

2 施工体制提案書の収集をする期間は、公告掲載の日から概ね15～30日間とし、あらかじめ市長が定めるものとする。

（説明会の開催）

第9 市長は、必要に応じて参加申請に関する説明会を開催するものとする。

（公告内容等に対する質問・回答）

第10 公告の内容等に対する質問は、質問書（任意様式）により、公告掲示の日から施工体制提案書提出期限の3日前の17時までとする。

2 施工体制提案内容に係る質問の場合の回答は、原則として非公開とし、質問者に対してFAXまたはメール等により施工体制提案書提出期限の2日前の17時までに回答する。
なお、発注者が求める施工体制提案項目に係る質問および施工体制提案書等の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、飯田市ウェブサイトで公表する。

（参加表明書の内容及び様式）

第11 提出を求める参加表明書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は工事等の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。

- (1) 参加表明書（様式1）
 - (2) 参加要件資料（様式2）
- ア 業種及び資格総合点数

- イ 入札参加資格を有する本店の所在地
 - ウ 過去3年間の飯田市における年間委託維持補修工事又は緊急補修工事及び除融雪業務登録状況
 - エ 共同企業体の名称、代表者の所在地、各構成員の業種、資格総合点数など
 - オ その他市長が必要と認める事項
- (3) 入札公告日から3ヶ月前の日以降に交付された「納税証明書」
- (4) 法定外労働災害補償制度加入関係書類の写し
- (5) 共同企業体試行要領第7に定める年間委託維持補修工事等特定共同企業体入札参加資格申請書及び入札参加資格審査に係る関係書類並びに年間委託維持補修工事特定共同企業体協定書

(参加表明書の審査)

- 第12 市長は、提出された参加表明書を審査し、参加要件資料審査結果表（様式3）を作成するものとする。
- 2 市長は、必要に応じて参加表明書提出者に対しヒアリングを行うものとする。
- 3 虚偽の記載事項がある参加表明書は無効とする。
- 4 第1項の審査の結果、要件を満たす者に対して、通知（様式4-1）するものとする。

(参加要件を満たさない者に対する理由の説明)

- 第13 市長は、参加表明書提出者のうち対象工事等について、要件を満たさないため施工体制提案書の提出者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対して、非該当理由を通知（様式4-2）するものとする。既に非該当者の施工体制提案書が提出されている場合は速やかに返却するものとする。
- 2 非該当者は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日以内に、市長に対して、書面により非該当理由についての説明を求めることができるものとする。
- 3 市長は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して回答（様式5）するものとする。

(施工体制提案書の内容及び様式)

- 第14 提出を求める施工体制提案書の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、工事等の内容に応じて、内容を追加又は削除することができるものとする。
- (1) 施工体制提案書（様式6）
- (2) 施工体制資料（様式7）
- ア 配置予定技術者の氏名、年齢、資格、資格保有状況等
 - イ 労務者数・保有機械量・資材・資機材庫の位置・緊急連絡体制・緊急時施工体制・独自の緊急時体制・同種工事の実績
- (3) 価格提案書（別紙様式1）
- ア 工事に係る費用として総価及び工種ごとの施工単価
- (4) その他市長が必要と認める事項

(施工体制提案書等の提出方法)

- 第15 第11に定める参加表明書等および第14に定める施工体制提案書等は、公告に示す提出期限までに持参又は郵送により提出するものとする。
- 2 施工体制提案書等の提出にあたっては、次の方法により作成しなければならない。
- (1) 提出者の名称等は、共同企業体及び代表者の名称等とすること。

- (2) 入札書は、封筒に入れ封かんのうえ、封筒の表面に、工事等の名称、提案者の商号又は名称等を記載すること。

(施工体制提案書の審査)

第16 施工体制提案書の審査・評価を行うため、市長は、建設工事施工体制評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。当該委員会の委員長及び委員は次のとおりとする。

区分	委員長	委員
発注部局	発注部局長	発注部局の中から市長が指定する職員
その他、専門的知識を有する者		該当業務に関し、専門的知識を有する技術職員等の中から市長が指定する者

- 2 委員会の委員長は、施工体制提案書の評価者として、発注部局の職員の中から2名以上、その他専門的知識を有する者の中から2名以上を委員として指定するものとする。
- 3 提出された施工体制提案書は、委員会が評価者の意見を徴して審査し、施工体制提案書審査結果表（（様式8）ただし、価格評価部分を除く。）を作成するものとする。
- 4 委員会は、原則として提出者に対しヒアリングを行うものとする。なお、提出された施工体制提案書について、過去に提出された提案内容と同程度以上であり工事等の施工体制能力が維持され、かつ他の提案者がいないなどヒアリングが不要と委員長が判断する場合は、委員会の開催及びヒアリングについては、省略することができる。ただし、提案書の内容については、委員長等が評価するものとする。
- 5 契約者である特定共同企業体の構成員に脱退があったときは、原則として委員会の委員長は委員会を開催し、特定共同企業体の施工能力を評価し、契約の継続の有無を判断するものとする。
- 6 施工体制提案書及び関係書類に虚偽の記載事項がある場合、当該施工体制提案書は無効とする。

(施工体制提案書の具体的評価方法)

第17 提案書の評価は、価格点の評価を15点、価格以外の施工体制等の評価点を85点とする。

- 2 施工体制提案書は、提案に参加した者ごとに各提案項目に対して三段階評価を行い、項目の配点に対して小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式の特定評価基準（別表2）により、A評価は1.0倍、B評価は0.6倍、C評価は0.0倍の点数を付けるものとする。
- 3 価格点の評価にあたっては、有効な提案価格（総価）に対して、次の式により計算するものとする。

$$\text{評価点} = 15 \text{ 点} \times \frac{\text{最低価格 (総価)}}{\text{提案価格 (総価)}} \quad (\text{小数点以下第2位四捨五入1位止め})$$

(低入札価格調査の特例)

第18 提案価格（総価）については、飯田市低入札価格実施要綱（平成5年告示第100号）の規定による低入札価格調査による。ただし、この条に定めのあるものは、同要綱の規定にかかわらず、この条の定めるところによる。

- (1) 本要領で定める工事はすべて調査対象工事とする。
- (2) 調査対象工事のうち、市長が必要と認めるものについては、調査を行わず、調査基準価格を下回る入札者を失格とする。
- (3) 低入札価格調査は、調査基準価格を下回る入札者のすべてを対象とする。

(4) 低入札価格調査の結果は、価格評価確認に反映させるものとする。この場合において、入札価格が適当でないと認めたときは、当該入札者を失格とする。

(価格提案書の開封)

- 第 19 第 14 (3) に定める価格提案書の開封は、価格以外の評価審査が決定した後に行うものとする。
- 2 価格提案書の開封は、当該対象工事の入札公告に示す日時、場所において行うものとする。
 - 3 価格提案書の提案比較書には、立ち会った職員が署名するものとする。
 - 4 開封した中封筒は、提案書、外封筒とともに保存するものとする。

(特定者の選定及び決定方法)

- 第 20 契約候補者の決定は、第 16 により評価した価格以外点に価格評価点を加えた合計点が最高の者とする。(以下「特定者」という。) ただし、施工体制のうち一部の項目の評価に C 評価があり、緊急時に必要かつ十分な対応ができないと判断される場合には施工体制提案に参加した者を失格とする。
- 2 市長は、第 16 第 3 項の規定により作成した施工体制提案書審査結果表に価格評価点を加えた審査結果を踏まえ特定者を選定し、業者選定審査委員会の審議に付すものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による特定者に対して、その結果を通知(様式 9)するものとする。
 - 4 第 2 項により決定する際に、同点の者があった場合は当該提案者に連絡のうえ、くじ引きにより決定するものとする。なお、当該提案者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

(非特定者の不服申し立て)

- 第 21 当該契約の相手方として特定されなかった者は、特定されなかったことに対して不服がある場合、市長に対して非特定理由の開示を求めることができる。

(評価結果の公表)

- 第 22 市長は、価格以外点及び価格点の評価結果を飯田市ウェブサイトに掲載するものとする。
- 2 前項の公表に伴う疑義照会は、行わないものとする。

(契約)

- 第 23 市長は、施工体制提案に提出された工事に係る費用(価格提案書の総価及び提案単価)を上限とした見積書を特定者から徴取し、工種毎の施工単価をもって契約を締結するものとする。なお、見積書の全ての施工単価が、予め発注者が定めた各予定価格以下の場合に契約を締結するものとする。
- また、見積回数は 4 回を限度とし、なお予定価格を超えている場合は失格とする。

(契約の解除等)

- 第 24 市長は、次の各号のいずれかに該当し契約の適正な履行が不可能と判断した場合には、契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき
 - (2) その責に帰すべき理由により工期内に完成しないとき又は工事経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかないと認めるとき
 - (3) 配置予定技術者を配置しなかったとき

- (4) 上記に掲げるほか、契約に違反しその違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
 - (5) 施工体制提案書に虚偽の内容が見つかったとき
 - (6) その他施工体制提案書の内容の履行が不可能と判断されるとき
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、市長は、第 22 に規定する総価の 10 分の 1 に相当する額を違約金として請求するものとする。

(発注通知)

第 25 発注は、補修工事依頼書又は業務委託依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、受注者への通知により行うものとする。

(設計書及び起工)

第 26 設計書は現場確認及び内容検討された工事位置等を示す必要図面及び見積書をもって代えることができる。

(工事の実施)

第 27 受注者は工事等の実施にあたって、維持補修工事特記仕様書のほか、関係法令を遵守し、安全かつ円滑に遂行しなければならない。

(配置技術者)

第 28 受注者は上記の業務を実施する場合は、建設業法で定める技術者及び現場代理人を配置しなければならない。

- 2 配置技術者は他の工事との兼務可能とする。なお、他の工事の請負額が 3,500 万円以上の場合を除く。
- 3 現場代理人は工事現場に常駐しなければならない。

(安全上の業務体制)

第 29 受注者は工事等を実施する場合には、法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。

また、当該法定外労働補償制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該工事契約期間の全ての間において保険対象とするものでなければならない。

(監督員の通知)

第 30 監督員通知書は依頼書をもって代えることができる。

(契約外単価の協議)

- 第 31 契約単価によらない工種の施工の必要が生じた場合は、受注者からの見積価格と発注者の積算基準によって算出した価格のうち安価な価格を採用することを原則とする。ただし、発注者の積算基準が無いもの、特殊な工種又は発注者の基準により算出することが著しく不適当な工種にあっては、発注者・受注者協議のうえで単価を決定するものとする。
- 2 発注者の積算基準及び積算に用いる単価は、発注者から受注者に当該工事を依頼した日の基準を用いるものとする。

(単価の改定)

第32 社会的情勢の変化等により、契約単価に著しい変動があり、契約内容が不適当となつた場合、発注者又は受注者は契約単価の変更を請求することができる。

- 2 事務手続き及び判断基準等は、「資材価格の急激な変動に伴う請負代金の変更等について」(平成20年6月26日付け20建政技第106号)または、「小規模維持補修工事請負契約等における賃金等の変動に対するインフレスライド条項の運用について(通知)」(平成26年11月13日付け26建政技第192号)によるものとする。

(工事の変更)

第33 工事途中において必要があると認められるときは、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を中止させるものとする。この場合、工事及び請負代金の変更は発注者・受注者協議のうえで定めるものとする。

(請負代金の支払い)

第34 受注者は、実施した工事について費用を請求する場合は、完成した工事・業務に係る、工事又は、業務写真を含む関係書類及びしゅん工届又は完了届を提出するものとする。ただし、月毎一括して提出することができる。

提出する工事又は業務写真は、着工前、作業中及びしゅん工の写真を添付するものとする。

(検査)

第35 検査はしゅん工または完了届の受理後、期限内に検査を行うものとする。

(しゅん工検査結果通知)

第36 しゅん工検査結果通知は省略するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

平成28年1月29日に一部を改正し施行する。

平成30年2月1日に一部を改正し施行する。

平成30年12月25日に一部を改正し施行する。

令和元年12月25日に一部を改正し施行する。

令和3年1月4日に一部を改正し施行する。

令和3年12月8日に一部を改正し施工する。

令和4年12月8日に一部を改正し施工する。

令和7年4月1日に一部を改正し施工する。

別表1 (第6関係)

地 区		地 区	
①	橋南・橋北	⑦	竜丘・川路
②	東野・羽場・丸山	⑧	三穂・山本
③	座光寺	⑨	伊賀良
④	松尾	⑩	鼎
⑤	下久堅・上久堅	⑪	上郷
⑥	千代・龍江	⑫	上村・南信濃

別表2 (第17関係)

評価項目	評価事項	配点	評価A (×1.0)	評価B (×0.6)	評価C (×0.0)
施工体制の評価(価格以外)	技術者の数	10	建設業法に規定する技術者が6人以上	左右に該当しない	建設業法に規定する技術者が2人以下
	労務者の数	10	24人以上	左右に該当しない	8人以下
	自社(または長期リース契約)保有機械の量	10	保有機械の合計が36台以上	左右に該当しない	保有機械の合計が12台以下
	資器材の状況	10	担当地区内での早期対応が可能	左右に該当しない	担当地区内での早期対応に問題あり
	緊急連絡体制	10	常に連絡が取れる体制が複数用意されている	左右に該当しない	連絡が取れない状況がある(失格)
	緊急時施工体制	15	必ず複数班が対応できる状況にある	左右に該当しない	体制が取れない状況がある(失格)
	独自の緊急時体制	5	評価できる体制が構築されている	左右に該当しない	評価できる体制はない
	地域性度・貢献	5	構成員のすべてが担当地区内	構成員の一部が担当地区内に無い	構成員のすべてが担当地区内に無い
	過去3年間の実施状況	10	構成員のすべてが実績あり	構成員の一部が実績あり	構成員のすべてが実績無し
	価格点以外の評価点計	85			
価格点		15	評価点=15点×最低価格／入札価格 (小数点以下第2位四捨五入1位止め)		
評点の合計		100			